

2014年2月14日

各位

株式会社ブリヂストン
広報部
東京都中央区京橋3丁目1番1号
電話： 03-6836-3333
Fax： 03-6836-3184
<http://www.bridgestone.co.jp/>

自動車用部品に関する米国司法省との合意について

1. 事実の概要

株式会社ブリヂストンは2014年2月13日(米国東部時間)、米国司法省との間で、自動車用防振ゴム(注:ゴムと鉄を組み合わせた自動車の振動を抑える為の部品で主にエンジンや足回りで使用)の販売に係る競合他社とのカルテルに関し、当社が米国独占禁止法に違反した事実を認め、罰金4億2500万米ドル(約447億9000万円)を支払うこと等を内容とする司法取引に合意いたしました。

2. 決定の理由

当社グループは、2012年5月より米国司法省が非公開で進めてきた自動車用防振ゴムに関する調査に、全面的に協力してまいりました。この調査を通じて、2001年から2008年の間に当社従業員が米国独占禁止法に違反する行為を行っていたことが明らかになった為、この度、米国司法省との間で司法取引契約を締結することいたしました。

3. ガバナンス・コンプライアンス体制の更なる徹底

当社グループでは、マリンホースに関する2007年5月のカルテル捜査及び2008年2月の外国公務員に対する不適切な支払の可能性についての自主公表を受けて、2008年よりコンプライアンス教育の強化、ガバナンス体制の改革、不正行為防止の為の規程新設などの種々の施策により再発防止策を実行してまいりました。今回のカルテル行為は、これらのガバナンス・コンプライアンス体制の強化・改革をきっかけに2008年に終了したものです。しかしながら、結果として2008年時点で本件を見つけ出すことができなかったことについては、会社として真摯に反省をしており、今後信頼回復に向けて、国内外の全てのグループ会社において、「更にも上」のガバナンス・コンプライアンス体制の徹底を図ってまいります。

4. 役員報酬の辞退及び返上について

当社及び社会に及ぼす影響の大きさを考慮し、経営として深い反省を込め、社内取締役全

員及び関連執行役員は本年 3 月に支給される予定の賞与全額を辞退し、更に代表取締役は月次報酬の 50%を 6 か月、関連執行役員は月次報酬の 25%を 6 か月の自主返上を行うことといたしました。

また、関係者に対しては、社内規則に従って厳正な処分を実施します。

5. 当社の業績に与える影響

本件に伴い、2013 年 12 月期決算において、447 億 90 百万円を特別損失として計上する予定です。これによる 2013 年 12 月期通期連結業績予想の修正はありません。

以上